

令和3年8月24日
相模原市発表資料

令和2年度相模原市内部統制評価報告書について

このたび、内部統制制度導入後、初の相模原市内部統制評価報告書を作成し、市議会に提出しましたので、お知らせします。

評価結果については、業務レベルにおいて運用上の重大な不備を把握したため、本市内部統制は評価対象期間において一部有効に運用されていなかったものと判断しました。把握した不備については、全て是正し、再発防止策を講じています。

引き続き、適正な事務の執行に取り組んでまいります。

<内部統制制度>

令和2年4月1日から地方自治法第150条の規定により、市長は、その担任する事務について、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われるための方針を策定し、当該方針に基づき必要な体制を整備することとされています。

市では、相模原市内部統制基本方針を策定し、当該方針に基づき必要な体制を整備し、運用しています。

今後、会計年度ごとに内部統制評価報告書を作成し、市議会に提出します。

令和2年度相模原市内部統制評価報告書及び附属資料については、市ホームページに掲載しています。

URL:<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/seido/1019228.html>

以上

【問い合わせ先】

コンプライアンス推進課
電話 042-707-7040(直通)
対応責任者 郷司